

令和7年4月24日 行政経営改革推進本部会議

開催日時 令和7年4月24日(木) 午前9時20分から午前9時50分まで

開催場所 庁議室

出席者 辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部専門理事(上下水道総務担当)(上下水道部長代理)、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1 重要報告事項

1 開庁時間の見直しにかかるガイドラインの策定について

【資料1】

【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・ 開庁時間の見直しの円滑な実施に向けて、全ての職員が適切に対応できるよう、基本的な考え方や手順、運用方法や今回の見直しにより確保した時間内に取組んでいただきたいことなどを「ガイドライン」としてまとめたことから、今回報告させていただくもの。
- ・ 第1章は「実施内容」として、開庁時間の変更内容や実施時期、対象施設を記載している。
- ・ 第2章は「運用方法」として、開錠・施錠等の流れや外線電話の対応の変更点などについての具体的な対応方法について記載している。
- ・ 第3章は「見直しにより確保した時間内の取組について」として、見直しにより確保した時間で、組織としての生産性の向上を図るための取組について記載している。
- ・ 第4章は「時間外勤務縮減等に向けた取組」として、始業前の準備や閉庁後の片付け等により生じている恒常的な時間外勤務についての、開庁時間の見直しによる効果検証を行う旨を記載している。
- ・ 第5章は「周知等について」として、見直しの実施前後の広報活動の取り組み状況を記載している。
- ・ 第6章は「その他」として、では市民および職員目線での質問への回答例を記載している。

【主な質疑・意見】

- ・ 見直しにより確保した時間内の取組について目標を設定し、効果検証を行うと第3章に記載があるがこれは毎年行うのか。
⇒今年度と来年度は行う予定だが、それ以降については今年度の効果検証の結果を踏まえながら検討していきたい。
- ・ 昼休憩中に消灯しないこととなっているが、職員が昼休憩との切り替えができず、今回の働き方改革としての取り組みと逆行するのではないか。

⇒一部そういう意見もあるが、一方で昼食を暗い中で食べるのはどうかという意見もある。今回、開庁時間を前後30分ずつ短くしている分、市民の皆様が気兼ねなく来庁できる雰囲気になりたいと考えているためご理解いただきたい。

- ・「取り組みの質を高めるための対応」との記載があると業務の負担が増えるように感じることから、各部局に通知する際は気をつけられたい。
- ・広報くさつへの掲載を1回だけでなく数か月間行っていただきたい。
- ・開庁時間の見直しによる効果について、窓口対応が多い課では効果がわかりやすいが、少ない課では効果が見えにくいと思うが一律に効果検証を行うのか。

⇒来庁者対応以外にも、他部署からの対応も原則しないこととし、業務に集中する環境を創出することから、対応いただきたい。

- ・昼休憩中の消灯には省エネの意味もあると思う。市民等の来庁があるところは消灯せず、使用していない部屋については消灯するなどの記載にしようか。

⇒文言については精査する。

2 使用料・手数料等の見直しについて

【資料2】

【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・第2期草津市行政経営改革プラン(R7～R1 年度)にもとづき、物価や所要経費の変動等を勘案しつつ、適正な受益者負担を求めるため、R7年度に全庁見直し、R8年度から使用料等の改定を行う。
- ・おおむね3～5年の間隔で、全庁的な見直しを実施する。(前回から3年目)
- ・行政の一貫性の観点から、過去の考え方を踏襲し、直近3年間の経費の実績をもとに積算する「実績反映型」を採用しつつ、激変緩和措置や積算方法の見直しも可能とする。
- ・指定管理者制度の更新時期に合わせて見直されるものや、審議会や経営計画によって別途決定されるものについては対象外とする。
- ・スケジュールについては、昨年と同様に、11月の全員協議会にて見直し内容を各所管部長より説明いただく予定。
- ・議会へのポスティングは「資料2-2」により行う予定。

【主な質疑・意見】

- ・「使用料等設定の考え方」について、「回収可能」という表現はより利用者に配慮したものに見直すべきではないか。

⇒表現の見直しについて対応する。

2 その他

- ・特になし。

概要作成担当	草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係
電話	077-561-6544
メール	keiei@city.kusatsu.lg.jp